

## 佐世保工業高等専門学校ネーミングライツパートナー募集要項

佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「佐世保工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程」（令和7年1月14日制定）に基づき、本校の教育環境の向上を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを募集します。

### 1. 募集種別等

ネーミングライツパートナーの募集は、一般提案型及び企画提案型の2種類とします。対象施設は別紙「ネーミングライツパートナー公募対象施設一覧」をご確認ください。

#### （1）一般提案型

本校が指定した施設等の命名権を与え、サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。サイン及び広告は、複数の定形サイズの中から選択することとなります。

#### （2）企画提案型

本校が指定した施設等の命名権を与え、サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。サイン及び広告の設置場所やサイズは自由提案ができます。

### 2. 募集の概要について

#### （1）契約の条件

##### ① 契約期間

原則3年以上5年以下とします。

##### ② ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

#### （2）応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

③ 社会問題をおこしているもの

④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの

- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 前各号によるもののほか、佐世保工業高等専門学校のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

### (3) 命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、広告等を含む。)は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・法律等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
  - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・風俗営業法第2条に規定する営業に関するもの
  - ・貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
  - ・たばこの広告及び喫煙を促すもの
  - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
  - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
    - ・本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
    - ・その他使用する愛称として適当でないと認められるもの
    - ・その他校長が表記する愛称として適当でないと認めるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーからの契約期間中の愛称等の変更はできません。
- ⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

### (4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容につ

いては、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、施設等の命名権等の他、サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）を設置することができます。
- ② 本校は、本校のホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ③ ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

#### **（５）愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等**

- ① ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ③ サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置配信にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時、データ形式等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④ 契約締結後、本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の一部設置又は配信が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツパートナーの負担とします。

#### **（６）募集期間**

令和7年2月7日（金）～令和7年2月28日（金）

ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。

（募集要項は募集開始から3年間有効）

#### **（７）応募時の提出書類**

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）
- ② 対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要
- ③ 事業者等の概要を記載した書類

- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者等の登記事項証明書
- ⑥ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- ⑦ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
- ⑧ その他選考委員会が必要と認める資料

**(8) 選定方法**

次の資格要件及び選定基準を基に、佐世保工業高等専門学校ネーミングライツ選定委員会において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。

なお、応募の内容によっては、不採用とする場合もあります。

(参考) 資格要件及び選定基準

	選定項目	要件、基準等
資格要件	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格を満たしているか。</li> <li>・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。</li> <li>・経営基盤が安定しているか。</li> </ul>
選定基準	愛称等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。</li> <li>・施設のイメージを損なう恐れがないか。等</li> </ul>
	ネーミングライツ料	財政的な観点から高額なほど高評価とする。
	サイン、広告の設置、配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。</li> <li>・教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。</li> <li>・サイン及び広告が適切に施行されるよう計画されているか。</li> </ul>
	契約期間	・愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする。
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

**(9) 選定結果の通知**

選定結果は応募者に通知します。

**(10) 申込書の提出先及び問合せ先**

佐世保工業高等専門学校総務課総務企画係

長崎県佐世保市沖新町1-1

Tel 0956-34-8415

Email s-soumu@sasebo.ac.jp

※ 本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡願います。